

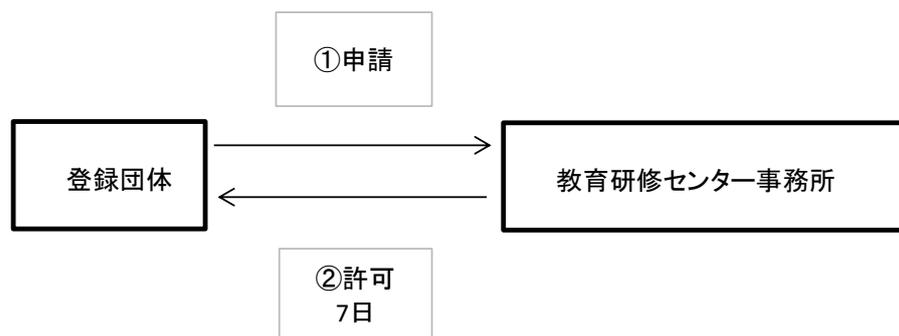
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

処 分 名	使用料の減免	
処 分 の 概 要	申請に基づいて使用料の減免を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市教育研修センター条例(平成28年条例第19号)	
条 項	第10条	
所 管 課	教育研修センター事務所	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
審査基準	松山市教育研修センター条例施行規則の施行に関する内規第8条を基準とする。	
【根拠法令等】		
<p>○松山市教育研修センター条例 (使用料の減免) 第10条 教育委員会は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>○松山市教育研修センター条例施行規則 (使用料の減免) 第8条 使用料の減免を受けようとする使用者は、書面により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が適当と認めたときは、別に定める手続による。 2 使用料を減免する場合及びその額は、教育長が別に定める。</p> <p>○松山市教育研修センター条例施行規則の施行に関する内規 第8条 規則第8条第2項の使用料を減免する場合及びその額は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)市または教育委員会が共催している事業 全額 (2)市または教育委員会が協定を締結している事業 全額 (3)地域の活性化につながる公益的な事業 全額</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。